

海外勤務者の効果的な健康診断



航仁会 渡航医学センター
西新橋クリニック

院長 大越裕文
Hirofumi Okoshi

多い海外勤務者の健診結果判定

私の毎朝の仕事は、海外に勤務している企業の方々の健康診断(健診)の判定である。これは海外派遣企業からの依頼である。多い時は20人くらいの健診結果を判定する。国内の医療機関だけではなく海外の医療機関から送られてきたものも含まれている。シンガポール、ベトナム、タイ、ロンドン、上海等の医療機関からのものである。判定後は、勤務者が所属する企業の健康管理部門に報告する。通常、健診を実施してから2~3週間以内で報告が可能である。2次検査が必要な場合は、現地での実施可否を含め、アドバイスをを行う。私が産業医契約をしている企業の場合は、2次検査を行った結果の判定や就業に関する判定も行うことになる。時には一時帰国を指示することもある。

なぜトラベルクリニックの院長である私に海外勤務者の健診の判定業務を依頼してくるのだろうか? その背景には、海外勤務者の健診を一時帰国時だけで行うことには限界があり、現地で実施しなければならないという事情がある。しかし、海外の医療事情は容易に入手できないために、海外に提携医療機関を有している当院に健診のアレンジと判定業務を依頼してくるというわけである。

健康診断実施に伴う問題

海外勤務中の健診は、労働安全衛生法が適用されるわけではないため義務とはいえないが、実施せずに海外勤務者に健康問題が発生した場合は、安全配慮義務を問われる可能性がある。海外駐在中は生活習慣が悪化しやすく、環境の変化に伴う健康上のリスクが高くなる上に適切な医療を受けられない可能性があること、および健診は健康問題の早期発見に有用であることを十分に認識しておく必要がある。しかし、海外勤務者の健診を実施することは次のような問題があり、容易ではない。

- ①一時帰国時に健診を実施する場合、日本の健診施設の繁忙期や休診日と時期が重なり予約が取りにくい。また結果が出た時は海外の勤務地に戻っており、2次検査が実施しづらい。
- ②海外での健診の実施は、情報が乏しく医療機関の選定が難しい。また2次検査が現地で行えるかどうか不明である。
- ③産業医による健診結果の判定を迅速に実施することが難しい。赴任者本人から結果を回収する場合には、判定が終了するまでに数カ月を要することもある。
- ④健康診断の受診状況の把握が難しい。

このようなことから海外勤務者の健康診断をどのように実施するかは、渡航先の医療事情を